

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊 く ろ う ど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2022

11

Vol. 66

1 ゆんたくひんたく

2 令和4年の年末調整 昨年と手順は変わらず

4 社会保険の更なる拡大 深掘り解説⑤

3 産後パパ育休の創設 中小企業の対応状況

5 確定拠出年金制度の改正

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル 4F

ゆんたくひんたく

高く澄み切った空に心も晴れ晴れとする時期になりました。

私事ですが毎月2回書道教室に通い始めました。きっかけは娘が通い始めた教室に大人用の教室があるのを知ったから。かねてから字をきれいに書きたいと考えていた私にとって本当に嬉しい出会いでした。

今は硬筆を習っているのですが鉛筆を持ちノートに向かい自分の文字をしっかりとみつめるという時間を持つたのは、もしかしたら大人になってから初めてかもしれません。数ミリの線の違いで全く違う字のようになる文字の奥深さを感じながら書く、その時間が今はとても有意義で大切な時間となり始めました。

一つの文字を直してもらう際にも、文字の成り立ち等を含めながら教えていただくこともあります。すっかり頭から抜け落ちてしまっていた成り立ちを考えると、また違う視点から文字を見つめ直すことができ、漢字やひらがなの良さを改めて感じています。

まだまだ上達には時間がかかりそうですが、文字に触れる時間を大切にしながら続けていけたらと思います。(藤井)

令和4年も残り数か月となり、社員の所得税に関する年末調整の時期を迎えようとしています。国税庁は、9月の末頃に「年末調整がよくわかるページ（令和4年分）」を開設しています。今年の年末調整においては、昨年からの大きな変更はなく、昨年（令和3年分）の年末調整と同じ手順となります。

その手順等については、「年末調整がよくわかるページ」でも確認することができます。

……………国税庁の「年末調整がよくわかるページ（令和4年分）」のトップ画面……………

【お知らせ】

- 令和4年分の年末調整は昨年（令和3年分）と同じ手順となります。
- 例年、源泉徴収義務者の方向けに送付していましたが「年末調整のしかた」、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」及び「源泉徴収税額表」のパンフレット等に代えて、リーフレットを送付しています。
- 源泉徴収簿を用いた年末調整の計算は、「年末調整計算シート」（Excel）をご利用いただくと大変便利です。
→ ダウンロードはこちら
- 税務署主催の年末調整説明会については、実施しておりません。

源泉徴収義務者
(給与の支払者)の方へ

給与所得者
(従業員)の方へ

年末調整手続の電子化

チャットボットに相談する

詳しい説明（パンフレット）
(年末調整・源泉徴収票)

各種様式・記載例
(年末調整・源泉徴収票)

※ 上記の項目部分をクリックすると、該当ページにジャンプします。
※ PDFファイルが開けない、印刷できないなどの場合はこちらをご覧ください

国税庁のHP内にある「年末調整がよくわかるページ」でも手順を確認できます



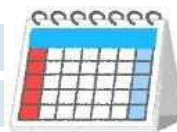
★年末調整について、国税庁のサポートは充実しているといえますが、それでも、不明な点が出てくると思っています。そんなときには、気軽にお問い合わせください。

お仕事
カレンダー
11月

11/10 ● 10月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

11/15 ● 所得税予定納税額の減額申請期限(第2期分のみ)

11/30 ● 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 9月決算法人の確定申告と納税・2023年3月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
● 12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
● 所得税予定納税額の納付(第2期分)



日本商工会議所から「女性、外国人材の活躍に関する調査」の集計結果が公表されました。この調査は、全国の中小企業を対象として、令和4年7月19日～8月10日に実施されたものです（回答があった2,880社の結果を集計）。さまざまな調査が行われていますが、女性の活躍推進について、次の調査結果が注目されています。今夏あたりの状況ですが、ポイントを紹介しておきます。

- 令和4年4月より段階的に施行している「改正育児・介護休業法」のうち、同年10月施行の「産後パパ育休の創設」等への対応状況について、「既に対応は完了している（社内規定の整備、従業員への周知・啓発等）」もしくは「対応の目途がついている」と回答した企業の割合は49.1%にとどまる。



- 規模の小さい企業では「対応できていない」「内容も把握していない」と回答する割合が多い。

★「改正育児・介護休業法」は、社内規定（就業規則〔育児・介護休業規程〕など）の整備が必要となります。未対応となっている場合は、気軽にお声掛けください。

施行済みの改正

短時間労働者に対する社会保険の更なる適用拡大 深掘り解説⑤

令和4年10月から、新たに「特定適用事業所」となった事業所では、これまで健康保険・厚生年金保険の被保険者でなかった短時間労働者のうち、次の要件に該当する方も、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う必要があります。

- ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上
- ・ 月額賃金8万8,000円以上（年収106万円以上）
- ・ 学生でない
- （勤務期間の要件は、通常の労働者と同様の要件を適用）

今回は、「勤務期間の要件」を取り上げます。

更なる適用拡大の具体的内容⑤／勤務期間の要件

- 勤務期間（使用期間）の要件について、改正前後の取り扱いを確認しておきましょう。

改正前

短時間労働者：継続して1年以上使用されることが見込まれない者は適用除外

→継続して1年以上使用されることが見込まれる場合は要件に該当

通常の労働者：2か月以内の期間を定めて使用される者は適用除外

→ただし、契約更新などでその定めた期間を超えた場合は、その超えたときから適用

改正後

短時間労働者・通常の労働者に共通：

2か月以内で定めた期間（1か月、2か月など）を超えて使用されることが見込まれない者は適用除外

→その定めた期間を超えて使用されることが見込まれる場合（2か月以内の雇用契約が更新されることが見込まれる場合）は、当初から適用

- 2か月以内の雇用契約が「更新されることが見込まれる場合」とは、次のいずれかのような場合が該当します。

- ① 就業規則や雇用契約書その他の書面において、その雇用契約が「更新される旨」又は「更新される場合がある旨」が明示されている場合
- ② 同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき使用されている者が、契約更新等により最初の雇用契約の期間を超えて使用された実績がある場合

★特に短時間労働者については、勤務期間（使用期間）の要件が大きく変わります。たとえ有期雇用であっても、できる限り健康保険・厚生年金保険を適用しようとする見直しが行われましたので、注意しましょう。今回の適用拡大などに関して、不明な点等があれば、気軽にお声掛けください。

確定拠出年金制度の改正

企業型年金加入者の個人型年金への加入要件を緩和 (R4. 10～)

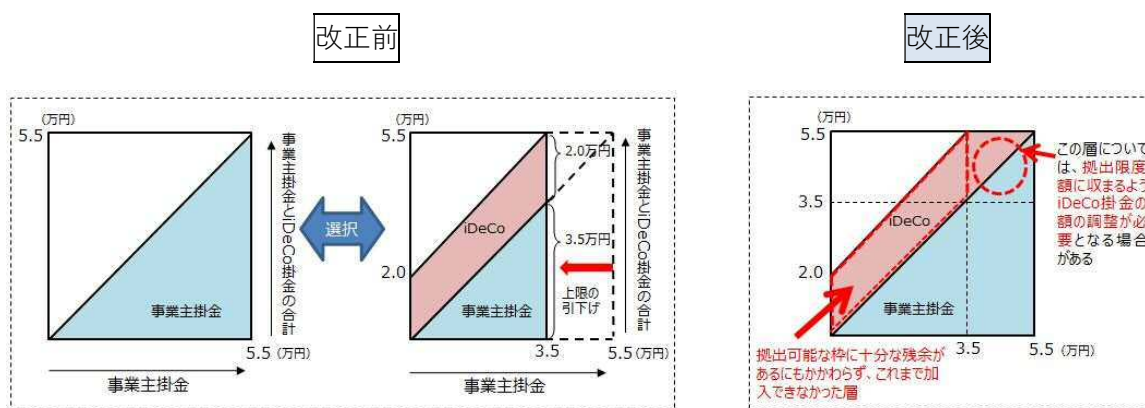
令和4年10月から、企業型の確定拠出年金（企業型DC）の加入者が、個人型の確定拠出年金（iDeCo）に加入するための要件が緩和されました。

そのポイントを確認しておきましょう。

.....企業型DC加入者のiDeCoへの加入要件の緩和の概要（令和4年10月～）.....

改正前	改正後
<p>●企業型DC側の要件</p> <p>iDeCoへの加入を認める労使合意に基づく規約の定めが必要</p> <p>企業型DCの事業主掛金の上限を、月額5.5万円から3.5万円〔2.75万円から1.55万円〕に引き下げることが必要</p>	<p>規約の定め →不要</p> <p>企業型DCの事業主掛金の上限の引き下げ →不要</p>
<p>●改正後のiDeCoの掛金の月額の上限</p> <p>iDeCoの掛金の額は、月額2万円〔1.2万円〕、かつ、企業型DCの事業主掛金の額と合算して月額5.5万円〔2.75万円〕の範囲内とすることが必要。</p> <p>〔 〕は、確定給付企業年金（DB）等の他制度にも加入している場合</p>	

図：改正前後のイメージ：厚労省資料（DB等の他制度には加入していないケース）



★企業型DCを実施している企業では、当該企業型DC加入者である社員に、この改正のことを教えてあげるとよいですね。新聞などで話題になっているので、社員の方から質問がくる可能性もあります。

“もう少し詳しく知りたい”という場合は、気軽にお尋ねください。

読者の皆さまへ

- ① 皆さまのご意見、ご感想をお待ちしております。随時お寄せ下さい。
- ② ニュースレターの内容を無断で複写・転載することは著作権の侵害となります。くれぐれもおやめください。
- ③ ニュースレターで取り上げた内容は、直面した事実をありのままに記載しているのであって、個人や団体を誹謗中傷するものではありません。誤解のないようお願いいたします。